

令和8年3月30日
石川県公立大学法人

懲戒処分の公表について

石川県公立大学法人は、下記のとおり本法人教員に対して懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

石川県立大学教授（50代、男性）

2 処分年月日

令和8年3月27日

3 処分内容

停職3月

4 事案の概要及び処分理由

被処分者は、令和5年12月から令和7年7月にわたって複数の学生に対し、優越的地位を背景として教育研究上の必要性及び相当性を欠く行為を継続的・複合的に行うとともに、学生の教授・研究指導を怠り教員の基本的な職務に違反した結果、学生の修学・研究環境を著しく悪化させた。

このことは、石川県公立大学法人教職員のハラスメントの防止に関する規程第4条の規定により禁止されたハラスメント行為であり、懲戒に処するものである。

5 再発防止に向けた対応

ハラスメントは、教員としてあるまじき行為であり決して許されるものではなく、被害を受けられた学生、保護者の方々にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫びいたします。

事態を厳粛に受け止め、改めてハラスメント防止研修などを通じて教職員指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。